

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

## 2019年7月

JBS Newsletter  
2019年09月03日

### Contents

#### 税務法規

- ▶ 「個人が取得する関連収入に係る個人所得課税項目の適用に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]74号) (“74号公告”)
- ▶ 「車両購入税の徴収管理に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2019]26号) (“26号公告”)
- ▶ 「継続実施する車両購入税の優遇政策に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]75号) (“75号公告”)ほか

#### 商務法規

- ▶ 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2019]25号) (“25号令”)
- ▶ 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2019]26号) (“26号令”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2019年07月の発行状況は以下の通りです。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ▶ 2019年 07月05日 | 第2019026号 |
| ▶ 2019年 07月12日 | 第2019027号 |
| ▶ 2019年 07月19日 | 第2019028号 |
| ▶ 2019年 07月26日 | 第2019029号 |

Japan Business Servicesグループで、2019年07月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税務及投資法規速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

- ▶ 「個人が取得する関連収入に係る個人所得税課税項目の適用に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]74号) (“74号公告”)

### 概要

改正後の「中華人民共和国個人所得税法」(“新「個人所得税法」”)が、2019年1月1日より施行された。新「個人所得税法」では、旧「個人所得税法」にあった「その他の所得」項目が取り消された。(新「個人所得税法」の詳細については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年9月号を参照。)

新「個人所得税法」の実施を徹底するため、財政部、国家税務総局は2019年6月13日付で74号公告を公布し、旧「個人所得税法」の下で「その他の所得」として課税されていた収入に適用される課税項目を明らかにした。74号公告は2019年1月1日から施行される。

74号公告の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 個人が組織または他人に保証を提供することにより取得した収入は、「一時所得」として個人所得税を計算、納付する。
- ▶ 不動産の所有者が不動産の所有権を無償で他人に贈与した場合、受贈者が不動産の無償贈与を受けることにより取得した受贈収入は、「一時所得」として個人所得税を計算、納付する。74号公告では、「個人が不動産の無償贈与を受けた場合の個人所得税の問題に関する通知」(財税[2009]78号) (“78号通達”) で言及している、個人が不動産の無償贈与を受けたが、個人所得税を課されない状況についても改めて規定している。即ち、不動産の所有権の無償贈与が配偶者、両親、子女、祖父母、孫、兄弟姉妹、扶養者、相続人に関わる場合、当事者双方に対し、個人所得税は課されない。
- ▶ 74号公告によれば、企業が業務宣伝、広告等の活動において、ランダムに社外の個人に贈呈品(オンライン紅包を含む)を供与する場合、或いは企業が年次大会、座談会、式典及びその他の活動において、社外の個人に贈呈品を供与する場合は、「一時所得」として個人所得税を計算、納付する。ただし、会社が供与した、価格割引または値引きの性質を持つ消費券、金券、クーポン券、優待券等の贈呈品を除く。関連する課税所得は、「企業の販売促進のために贈呈品を供与する場合の個人所得税問題に関する通知」(財税[2011]50号) (“50号通達”) の規定に従って計算する。

- ▶ 74号公告では、「個人租税繰延型商業養老保険に係る試験の実施に関する通知」(財税[2018]22号) (“22号通達”) における租税繰延型商業養老保険による養老金収入の取扱いについても規定している。即ち、当該収入のうち25%に相当する部分は免税とし、75%に相当する部分は「給与賃金所得」に算入し、10%の比例税率で個人所得税を計算、納付する。(22号通達の詳細については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年4月号を参照。)

74号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4446611/content.html](http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4446611/content.html)

新「個人所得税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/xinwen/2018-09/01/content\\_5318233.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-09/01/content_5318233.htm)

78号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812166/n812632/c1188686/content.html>

50号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812156/n812484/c1186849/content.html>

22号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3389866/content.html>

- ▶ 「車両購入税の徴収管理に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2019]26号) (“26号公告”)
- ▶ 「継続実施する車両購入税の優遇政策に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]75号) (“75号公告”)

### 概要

新たに公布された「中華人民共和国車両購入税法」(“「車両購入税法」”)では、課税車両の課税価格の確定基準が明確化され、従来の「最低課税価格」が取り消された。「車両購入税法」の着実な実施を図るため、国家税務総局は2019年6月21日付で、車両購入税の徴収管理に関する26号公告を公布した。「車両購入税法」及び26号公告はいずれも2019年7月1日より施行される。(「車両購入税法」の詳細については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年1月号を参照。)

26号公告の主な内容には、以下が含まれる。

- ▶ 車両購入税には、車両1台につき一度申告を行うという制度を適用する。
- ▶ 課税車両を購入する際、関連証憑に記載されている価格或いは同類の課税車両の平均市場取引価格に基づき、その課税価格を確定する。
- ▶ 課税車両を購入する納税者は、車両登録地または所在地の主管税務機関にて申告、納税を行わなければならない。
- ▶ 納税義務の発生時期は、課税車両を購入、輸入または取得した日であり、関連証憑の発行日を基準とする。
- ▶ 納税者が申告を行う際、事実に基づき「車両購入税納税申告表」に記入し、かつ車両合格証明(完成車出荷合格証または「車両電子情報票」)及び価格に関する証憑を提供しなければならない。
- ▶ 車両購入税を納付した納税者が税金の還付を申請する場合、事実に基づき「車両購入税還付申請表」に記入しなければならない。

そのほか、財政部、国家税務総局は2019年6月28日付で、引き続き実施する車両購入税の優遇政策に関する75号公告を公布した。75号公告も2019年7月1日より施行される。

75号公告の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 水防及び森林消防部門専用の指定モデルの車両は、車両購入税を免除する。
- ▶ 2018年1月1日から2020年12月31日までの期間に新エネルギー車を購入した場合は、車両購入税を免除する。
- ▶ 2018年7月1日から2021年6月30日までの期間にトレーラーを購入した場合は、車両購入税を半額徴収する。

26号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4457706/content.html>

「車両購入税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.npc.gov.cn/npc/c12435/201812/6225108f7ab14041b3cbd9e219b83000.shtml>

75号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4457446/content.html>

### ▶ 『中華人民共和国土地増値税法(意見募集稿)』に対するパブリックコメント募集に関する通知

#### 概要

最近、財政部及び国家税務総局は共同で、「中華人民共和国土地増値税法(意見募集稿)」(“「土地増値税法意見募集稿」”)を起草し、パブリックコメントの募集を行った。

「土地増値税法意見募集稿」の公表は、土地増値税の立法化に向けたものであり、現行の「中華人民共和国土地増値税暫定条例」(“「条例」”)を基礎として、課税範囲、租税優遇措置、納税義務の発生時期及び申告納税期限等の一部の規定が変更または明確化された。

主な変更点は次のとおりである。

#### 課税範囲

「土地増値税法意見募集稿」では、集団土地使用権、地上の建物及びその付属物(“集団不動産”)の払下げ、譲渡を課税範囲に組み入れている。現在、集団不動産に対して徴収している土地増値収益調整金は廃止される予定である。

#### 租税優遇措置

- ▶ 国務院が土地増値税の減免税を規定する権限を有するその他の状況が追加された。
- ▶ 省レベルの人民政府は、不動産市場が比較的未発達な地域において集団不動産の土地増値税の減免税を規定する権限を有するという規定が追加された。
- ▶ 価値増加率が20%未満の一般住宅を免税にするという規定が、省レベルの人民政府は現地の実状に応じて減税或いは免税を決定する権限を有するという規定に置き換えられた。

## 納税義務の発生時期及び申告納税期限

- ▶ 納税義務の発生時期は不動産譲渡契約を締結した当日である。
- ▶ 申告納税期限は納税者の区分(或いは納税方式、例えば、仮納税、清算)に応じて、それぞれ納税義務の発生日の属する月が終了した日から15日、30日、90日以内である。

「土地増税法意見募集稿」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://tfs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201907/t20190716\\_3301239.html](http://tfs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201907/t20190716_3301239.html)

「条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content\\_1860848.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1860848.htm)

## 商務法規

- ▶ 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2019]25号) (“25号令”)
- ▶ 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2019]26号) (“26号令”)
- ▶ 「外商投資奨励産業目録(2019年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2019]27号) (“27号令”)

## 概要

対外開放をさらに進めるため、国家発展及び改革委員会と商務部は2019年6月30日付で、25号令、26号令及び27号令により、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」 (“「2019年ネガティブリスト」”)、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」 (“「2019年自貿区ネガティブリスト」”)及び「外商投資奨励産業目録(2019年版)」 (“「2019年目録」”)を公布した。

2つの新しいバージョンのネガティブリストはいずれも、旧バージョンに比べて簡素化された。「2019年ネガティブリスト」の項目は「2018年ネガティブリスト」における48項目から37項目に減少し、「2019年自貿区ネガティブリスト」の項目は「2018年自貿区ネガティブリスト」における45項目から37項目に減少した。

「2019年ネガティブリスト」及び「2019年自貿区ネガティブリスト」の主な変更点には、サービス業の対外開放の拡大(例えば、交通運輸、インフラストラクチャー及び文化分野)、農業、採掘業、製造業の外資参入制限の緩和、自由貿易試験区の対外開放試験産業の追加(例えば、水産品漁獲、出版物印刷等の分野における外資制限の撤廃)が含まれる。(「2018年ネガティブリスト」及び「2018年自貿区ネガティブリスト」の詳細については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年7月号を参照。)

「2019年目録」には、「全国外商投資奨励産業目録」及び「中西部地区外商投資優勢産業目録」という2つの目録が含まれる。「2017年目録」と比較した「2019年目録」の主な変更点として、外商投資を奨励する分野の大幅な拡大、製造業の高品質発展(例えば、電子情報産業、機器製造業及び現代医薬産業)及び生産性サービス業(ビジネスサービス分野、商貿流通分野及び技術サービス分野)への外資関与の奨励、中西部地区における外資産業の移転受入への支持が挙げられる。「2017年目録」の詳細については、「中国税務及び投資速報」(日本語要約版)2017年3月号及び2017年7月号を参照。)

「2019年ネガティブリスト」、「2019年自貿区ネガティブリスト」及び「2019年目録」は2019年7月30日より施行され、現行のリスト及び目録は同時に廃止される。

「2019年ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628\\_940274.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628_940274.html)

「2019年自貿区ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628\\_940275.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628_940275.html)

2019年目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628\\_940276.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628_940276.html)

「2018年ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628\\_890730.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890730.html)

「2018年自貿区ネガティブリスト」の全文は次のサイトで  
ご覧いただけます

[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628\\_890731.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890731.html)

「2017年目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201706/t20170628\\_852857.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201706/t20170628_852857.html)

[http://www.ndrc.gov.cn/fzgggz/wzly/wstz/wstzgk/201702/t20170228\\_839515.html](http://www.ndrc.gov.cn/fzgggz/wzly/wstz/wstzgk/201702/t20170228_839515.html)

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

### ▶ 北京

**堀尾 成宏**  
監査  
+86 10 5815 4050  
naruhiro.horio@cn.ey.com

**鍋島 正知**  
監査  
+86 10 5815 4253  
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

**上村 希世子**  
税務・移転価格  
+86 10 5815 2289  
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

### ▶ 大連

**秋山 大輔**  
監査  
+86 411 8252 8999  
daisuke.akiyama@cn.ey.com

### ▶ 上海

**高橋 臣一**  
監査  
+86 21 2228 2740  
shinichi.takahashi@cn.ey.com

**八幡 正博**  
監査  
+86 21 2228 4652  
masahiro.yawata1@cn.ey.com

**佐藤 勝俊**  
監査  
+86 21 2228 9579  
katsutoshi.sato@cn.ey.com

**星野 友子**  
監査  
+86 21 2228 5958  
tomoko.hoshino@cn.ey.com

**山村 亮**  
監査  
+86 21 2228 3239  
ryo.yamamura1@cn.ey.com

### 江 海峰

金融  
+86 21 2228 2963  
alex.jiang@cn.ey.com

### 石川 翔太

金融  
+86 21 2228 4006  
shota-ishikawa@cn.ey.com

### 坂出 加奈

税務・移転価格  
+86 21 2228 2289  
kana.sakai@cn.ey.com

### 小島 圭介

税務  
+86 21 2228 2854  
keisuke.kojima@cn.ey.com

### 丸山 直也

法務  
+86 21 2228 8346  
maruyama.naoya@eychenandco.com

### 久保田 順一

TAS  
+86 21 2228 4749  
junichi.kubota@cn.ey.com

### ▶ 広州

**長内 幸浩**  
監査  
+86 20 2881 2675  
yukihiro.osanai@cn.ey.com

### 梁 晔

監査  
+86 20 2838 1043  
ye.liang@cn.ey.com

### 石澤 晶宗

税務  
+86 20 2881 2712  
masamune-ishizawa@cn.ey.com

### ▶ 深圳

**小島 慎一**  
監査  
+86 755 2502 5463  
shinichi.kojima1@cn.ey.com

### ▶ 香港

**重富 由香**  
監査  
+852 2629 3907  
yuka.shigetomi@hk.ey.com

### 柿本 啓太

監査  
+852 2846 9005  
keita.kakimoto2@hk.ey.com

### 塚原 俊郎

監査  
+852 3471 2751  
toshio.tsukahara@hk.ey.com

### 吉田 薫

監査  
+852 2629 3909  
kaori.yoshida@hk.ey.com

### 徳山 勇樹

監査  
+852 3758 5988  
yuki.tokuyama@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
www.ey.com。

© 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03009015

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

